

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年1月12日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中 11名出席し、その氏名は次のとおり

太 田	修	尾 上	昭 則	出 射	實	宮 本	英 美
由 喜 門	尊	藤 原	由 果	小 林	桂 治	石 黒	五 月
藤 原	和 正	大 森	茂 利	久 山	英 之		

4. 農地利用最適化推進委員

松 本	英 樹	山 本	和 博	森 部	真 史	山 崎	徹
大 河 原	律 夫	岡 崎	浩	田 中	伸 五	正 富	清 人
吉 田	浩	山 内	桂 三	金 居	正 彦	北 谷	正 幸
福 池	正 美	安 木	義 忠	射 越	誠 一		

欠席委員

岡 崎	文 明	服 部	千 敏	佐 藤	辰 也	山 本	祐 章
茂 成	和 延						

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭
事務局 横見瀬 文子
事務局 藤原 敬士
事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前９時３０分）
定刻となりましたので、これより令和４年度瀬戸内市農業委員会、第
１０回の総会を開催します。それでは、開会に先立ちまして、市長よ
りごあいさつをお願いします。

市長 （あいさつ）

事務局長 続きまして、開会にあたりまして、改めまして会長よりごあいさつを
お願いします。

議長（会長） （あいさつ）本日は２０件の案件が提案されていますので、皆様の適
正な審査、よろしくお願いします。

事務局長 今回の成立報告をします。ただいまの農業委員の出席数は全員出席の
１１名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、
この総会が成立していることをご報告します。
なお、推進委員 岡崎 文明委員、服部 千敏委員、佐藤 辰也委員、山
本 祐章委員、茂成 和延委員から欠席の届け出が出ていることを報告
します。以降の進行につきましては、藤原会長よろしくお願いします。

議長 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名し
ます。１０番委員の大森茂利委員、１１番委員の久山英之委員よろし
くお願いします。
それでは、議題に入ります。報告事項、農地法許可に係る専決処分つ
いて、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、１頁目をご覧ください。
【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
（意見なし）

議長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせ
ていただきます。
続きまして、第１号議案、農地法第３条許可申請について、事務局の
説明をお願いします。

事務局 まずは、３頁をご覧ください。８番案件ですが、今回は取下げの申し
出がありましたので、省かせていただきます。
それでは、議案資料、２頁目をご覧ください。
譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在地は４筆。「邑久町山田庄 ４３４－４」。登記、現況地目
ともに「田」。面積は１７４㎡。
「邑久町山田庄 ４３５－１」。登記、現状地目ともに「田」。面積は

1, 061 m²。

「邑久町山田庄 547-1」。登記、現状地目ともに「畑」。面積は46 m²。

「邑久町山田庄 550-2」。登記、現状地目ともに「田」。面積は100 m²。

譲受人の農地迄の距離は50 m。耕作面積は5,058 m。家族数及び耕作者数は、2名。取得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。

所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地は13筆。

「邑久町豆田 74-1」。面積は1,017 m²。

「邑久町豆田 74-2」。面積は176 m²。

「邑久町豆田 74-3」。面積は251 m²。

「邑久町豆田 75-1」。面積は858 m²。

「邑久町豆田 75-2」。面積は16 m²。

「邑久町豆田 75-3」。面積は38 m²。

「邑久町豆田 75-4」。面積は188 m²。

「邑久町豆田 75-5」。面積は81 m²。

「邑久町豆田 97-1」。面積は1,092 m²。

「邑久町豆田 97-4」。面積は27 m²。

「邑久町豆田 99-2」。面積は787 m²。

「邑久町豆田 99-3」。面積は1,217 m²。

「邑久町豆田 609-1」。面積は782 m²。

登記、現況地目ともに「田」。

譲受人の農地迄の距離は8,000 m。耕作面積は9,831 m。家族数及び耕作者数は、2名。所得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町大富 152-3」。登記、現状地目ともに「田」。面積は「681 m²」。

譲受人の農地迄の距離は300 m。耕作面積は3,392 m²。家族数

及び耕作者数は、1名。所得理由は「贈与による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。

農地の所在地は2筆。「邑久町豊原 531-3」。面積は「87㎡」。

「邑久町豊原 531-5」。面積は「88㎡」。登記地目「田」、現状地目「畑」。

譲受人の農地迄の距離は850m。耕作面積は273, 229㎡。家族数及び耕作者数は、1名。所得理由は「贈与による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地「邑久町上笠加 695」。登記、現況地目ともに「畑」。面積は「87㎡」。譲受人の農地迄の距離は200m。耕作面積は19, 616㎡。家族数及び耕作者数は、1名。所得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で1筆あたり■ ■となっております。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。

農地の所在は2筆。「邑久町北池 384」。面積は「1, 162㎡」。

「邑久町北池 385」。面積は「1, 279㎡」。登記、現況地目ともに「畑」。譲受人の農地迄の距離は500m。耕作面積は31, 879㎡。家族数及び耕作者数は、1名。所得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「長船町服部 494」。登記、現況地目ともに「田」。面積は「1, 379㎡」。

譲受人の農地迄の距離は300m。耕作面積は11,384㎡。家族数及び耕作者数は、1名。所得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

以上、事務局から第2号議案 1番案件から7番案件の説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

1番案件 大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 譲渡するということで話を聞いています。増反ということですので、問題ないと思います。

議長 続きまして、2番案件、佐藤委員は欠席であります。事務局、代読をお願いします。

事務局 譲渡人が高齢のため、今後の耕作が難しいということです。
譲受人はすでに岡山市で耕作を行っており、実績もあるため、今回も作付けするとのことで、問題ないとのことです。以上です。

議長 続きまして、3番案件、岡崎委員より説明をお願いします。

岡崎委員 譲受人の農地の南側で、市道の拡幅工事を行っており、譲受人が農地の提供に難色を示したことから、市と譲受人と譲渡人の間で話をし、譲渡人が買収農地に対する代替地を提供しても良いということで話がまとまったようです。

議長 続きまして、4番案件、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 譲受人と譲渡人は、身内とのことです。

譲渡人は、県外にお住まいで、管理ができないとのことで話がまとまったようです。

議長 続きまして、5番案件、6番案件、吉田委員より説明をお願いします。

吉田委員 まず、5番案件についてですが、譲渡人は瀬戸内市の出身ですが、生活基盤を県外に移転されておりますので、地元の財産等を処分を進められているところだそうです。

この農地だけ、引き取り手が見つからず困っていたところ、譲受人が引き受けますと話がまとまったようです。

この農地は周辺を含めて耕作放棄地にならざるを得ないような荒れた農地です。今後の展開も含めて、遠方の方が所有しているよりも譲受人が所有していた方が地域のためにもよいのではないかと思います。

6番案件についてですが、同じ地域内での農地売買になります。現在でも利用権設定を行い、この農地にぶどうのハウスを建てて営農されております。営農実績もありますので問題ないと思います。

議長 続きまして、7番案件、茂成委員は欠席であります。事務局、代読をお願いします。

続きまして第3号議案、農地転用事業計画変更承認(工事期間の延長)申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁目をご覧ください。

申請人「牛窓町牛窓3188-1 建設業 康愛産業 株式会社 代表取締役 友野 顕」。

土地の所在地「邑久町豊原329番地」。地目は「田」。農地区分は「農用地区域外」。当初事業計画は「転用面積 2,024㎡。転用目的 事務所兼資材置場。工事期間 令和4年3月15日から令和4年10月30日まで」。

変更事業計画は「転用面積 2,024㎡。転用目的 事務所兼資材置場。工事期間 令和4年3月15日から令和7年12月25日まで」。

変更理由は「コロナウイルス並に、ウクライナ紛争の影響による。物価高騰で建築資材等の費用が当初予定していた金額より大幅に上昇し、また、建築資材も不足しているため、着工できない状況となっている。そのため、工期の延長を行い令和7年中の完成を目指す」。

当初許可年月日は「令和4年2月28日 指令番号 瀬戸内市指令農委第146号」。

以上、説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地転用事業計画変更承認(工事期間の延長)申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定します。

議長 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とします。

事務局 それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。
議 長 今後の総会の予定については、2月の通常総会は、2月9日木曜日に
瀬戸内市役所 2F 大会議室で開催予定です。3月の通常総会は、3
月9日木曜日に中央公民館 視聴覚室で開催予定です。
他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和4年度1
月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和5年1月12日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員